

○議長(坂田道太君) 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事越智伊平君。

本年四月から、勤続五年以上八年未満について五分の一、以後三年ごとに三分の二、三分の二に至るまで加算することに改めるとともに、この改正に伴う経過措置を定め、また、在職期間二十五年以上の秘書については、新たに、永年勤続特別手当としてその者が受ける給料月額の七分の一に相当する額を支給することとし、勤続特別手当と同様に期末・

勤勉手当の算定の基礎とするものであります。次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案であります。これは、昭和六一年度の衆議院予算算定員が一名減となりましたことに伴いまして、本年四月から事務局職員の定員千七百十六人を千七百十五人とするものであります。

以上各案は、いずれも議院運営委員会において起草提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。

まず、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給

料等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。

三案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

よって、三案とも可決いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のためには緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)の可決を許しました。

○議長(坂田道太君) 本件は、昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置として、國鐵の長期債務に係る負担の軽減及び職員の退職の促進を図るために特別措置を定めることとしたものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、國鐵の長期債務に係る負担の軽減を図るため、政府は、資金運用部が國鐵に貸し付けて

いる資金に係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務五兆円余を一般会計に承継させることとし、一般会計は同額の資金を國鐵に対し無利子で貸し付けたものとするなどとしてお

ります。また、現在一般会計が國鐵に貸し付けて

いる一定の無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長についても、必要な措置を講ずることといたしております。

第二に、國鐵の職員が著しく過剰である状態を緊急に解消するため、國鐵の行う退職希望職員の募集に応じて退職を申し出、認定を受けた職員が

昭和六十一年度中に退職したときは、その者に対する俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の十カ月分の額に相当する特別給付金を支給するなど、所

要の措置を講ずることといたしております。

以上が、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)の可決を許しました。

○議長(坂田道太君) 本件は、昭和七月、國民不在の密室審議について、大蔵省は、まだまづられた國鐵再建監理委員会の答申を

そのまま政府方針として決定し、それに基づいた一連の国鉄改革のための関連法案を今国会に提出しました。問題は、この政府の再建監理委員会の答申に基づく国鉄改革案が、果たして眞の国民の求める内容のものと言えるのかどうかということあります。

第一、再建監理委員会の審議自体が、事前に国民の多くの声も聞かず、また、我々の再三の要求にもかかわらず、その審議の内容すらも一切明らかにされないということに、大きな疑問を抱かざるを得ません。また、この答申で示された内容も多くの疑問を抱え、現在もそのほとんどが全く解明されていない状況にあります。また、このような状況にあるにもかかわらず、政府は、この答申は絶対であるかのように宣伝し、一方的に分割・民営化に向け準備作業をどんどん進めていることは、國民不在の、国会を無視した越権行為ではありませんか。(拍手)政府は、多くの國民の声も聞かず、再建監理委員会にこうした結論を出すことに事前に了解を与えていたのでありませんか。これは、國民不在の、国会を無視した越権行為ではありませんか。

こうした政府の今日までのやり方に國民は、多くの不安と動揺を抱いております。また、既に三千五百万もの多くの人々が、分割・民営化に反対し、署名しております。これからますます反対に署名する人が多くなることは、必至の状況であります。こうした國民の声にお背を向けて、「戦後政治の総決算」と称し、総理は、この一連の改革を断行する姿勢を示しているが、余りにも強権的ではないかと思いますが、いかがですか。提出された国鉄改革法案全部を取り下げ、もう一度全国民の最も望む国鉄改革案を、相互信頼の上に立った協議の場で議論を尽くす、それが、多くの國民の負託にこたえる政府の責任ある態度ではないかと思うのであります。総理の誠意ある明快なお答えを求めるものであります。

次に、政府も国鉄当局も、分割・民営化はあたかも既成事実かのように、次々に施策を施行している点についてお伺いいたします。

総理、あなたは、現在国鉄の現場を中心に全国的に広がっているいろいろな混乱を御存じでしょ

うか。まだ決まっていないものをなぜ次々に強行するのですか。立法府の意向を全く無視したやり方で、憲法の定めた民主主義のルールにも反していませんか。このような政府の施策の強行は、我が國の将来に大きな悔いを残すことにはなりませんか。

既に今国会の予算委員会などで議論され、明らかになつてきていますように、長期債務の処理方針の土地売却問題においても、北海道、四国、九州などの三島における経営見通しにしても、貨物問題等々にしても、また要員問題にても、その他分割・民営化に伴う多くの重要課題の積算においても多くの疑問があることは、既に証明されているではありませんか。政府は、これらの審議の中で明らかにされた諸問題について、もっと真剣に受けとめて反省するものは反省し、解答を出すべきではないのですか。今申しましたようなあやふやな状況下で、もう既に決まつたかのようにどんどん施策を実行することは、国会輕視も甚だしく、許されるものではありません。今すぐこうした一連の行動を中止することを強く要請します。総理の明確な答えを求めるものであります。

次に、総理、今国鉄改革のための施策が一方的に進む中で、国鉄職員の自殺者が多く出ている現状を知っていますか。また、そこまでいかなくても、国鉄の現場で起きているいろいろな混乱などをこれまで御存じでしょうか。政府の一方的な施策の実施で、国鉄職員の不安と危機感は、極限状態に至っています。

は、こうした状況を放置していることは、日常的な安全やサービス面で何か事故が起きるのではないかと心配するからであります。どうか、国鉄職員が安心して職務に専念できるよう、早急にその実態を把握され、政府及び国鉄当局は、このような混乱をなくす措置を講すべきと考えますが、それについてお答えを求めるものであります。

次に、政府も国鉄当局も、分割・民営化はあたかも既成事実かのように、次々に施策を施行している点についてお伺いいたします。

総理、あなたは、現在国鉄の現場を中心に全国的に広がっているいろいろな混乱を御存じでしょ

うか。まだ決まっていないものをなぜ次々に強行するのですか。立法府の意向を全く無視したやり方で、憲法の定めた民主主義のルールにも反していませんか。このような政府の施策の強行は、我が國の将来に大きな悔いを残すことにはなりませんか。

既に今国会の予算委員会などで議論され、明らかになつてきていますように、長期債務の処理方針の土地売却問題においても、北海道、四国、九州などの三島における経営見通しにしても、貨物問題等々にしても、また要員問題にても、その他分割・民営化に伴う多くの重要課題の積算においても多くの疑問があることは、既に証明されているではありませんか。政府は、これらの審議の中で明らかにされた諸問題について、もっと真剣に受けとめて反省するものは反省し、解答を出すべきではないのですか。今申しましたようなあやふやな状況下で、もう既に決まつたかのようにどんどん施策を実行することは、国会輕視も甚だしく、許されるものではありません。今すぐこうした一連の行動を中止することを強く要請します。総理の明確な答えを求めるものであります。

次に、総理、今国鉄改革のための施策が一方的に進む中で、国鉄職員の自殺者が多く出ている現状を知っていますか。また、そこまでいかなくても、国鉄の現場で起きているいろいろな混乱をこれまで御存じでしょうか。政府の一方的な施策の実施で、国鉄職員の不安と危機感は、極限状態に至っています。

は、こうした状況を放置していることは、日常的な安全やサービス面で何か事故が起きるのではないかと心配するからであります。どうか、国鉄職員が安心して職務に専念できるよう、早急にその実態を把握され、政府及び国鉄当局は、このような混乱をなくす措置を講るべきと考えますが、それについてお答えを求めるものであります。

次に、政府も国鉄当局も、分割・民営化はあたかも既成事実かのように、次々に施策を施行している点についてお伺いいたします。

総理、あなたは、現在国鉄の現場を中心に全国的に広がっているいろいろな混乱を御存じでしょ

うか。まだ決まっていないものをなぜ次々に強行するのですか。立法府の意向を全く無視したやり方で、憲法の定めた民主主義のルールにも反していませんか。このような政府の施策の強行は、我が國の将来に大きな悔いを残すことにはなりませんか。

既に今国会の予算委員会などで議論され、明らかになつてきていますように、長期債務の処理方針の土地売却問題においても、北海道、四国、九州などの三島における経営見通しにしても、貨物問題等々にしても、また要員問題にても、その他分割・民営化に伴う多くの重要課題の積算においても多くの疑問があることは、既に証明されているではありませんか。政府は、これらの審議の中で明らかにされた諸問題について、もっと真剣に受けとめて反省するものは反省し、解答を出すべきではないのですか。今申しましたようなあやふやな状況下で、もう既に決まつたかのようにどんどん施策を実行することは、国会輕視も甚だしく、許されるものではありません。今すぐこうした一連の行動を中止することを強く要請します。総理の明確な答えを求めるものであります。

次に、総理、今国鉄改革のための施策が一方的に進む中で、国鉄職員の自殺者が多く出ている現状を知っていますか。また、そこまでいかなくても、国鉄の現場で起きているいろいろな混乱をこれまで御存じでしょうか。政府の一方的な施策の実施で、国鉄職員の不安と危機感は、極限状態に至っています。

は、こうした状況を放置していることは、日常的な安全やサービス面で何か事故が起きるのではないかと心配するからであります。どうか、国鉄職員が安心して職務に専念できるよう、早急にその実態を把握され、政府及び国鉄当局は、このような混乱をなくす措置を講るべきと考えますが、それについてお答えを求めるものであります。

次に、政府も国鉄当局も、分割・民営化はあたかも既成事実かのように、次々に施策を施行している点についてお伺いいたします。

総理、あなたは、現在国鉄の現場を中心に全国的に広がっているいろいろな混乱を御存じでしょ

うか。まだ決まっていないものをなぜ次々に強行するのですか。立法府の意向を全く無視したやり方で、憲法の定めた民主主義のルールにも反していませんか。このような政府の施策の強行は、我が國の将来に大きな悔いを残すことにはなりませんか。

既に今国会の予算委員会などで議論され、明らかになつてきていますように、長期債務の処理方針の土地売却問題においても、北海道、四国、九州などの三島における経営見通しにしても、貨物問題等々にしても、また要員問題にても、その他分割・民営化に伴う多くの重要課題の積算においても多くの疑問があることは、既に証明されているではありませんか。政府は、これらの審議の中で明らかにされた諸問題について、もっと真剣に受けとめて反省するものは反省し、解答を出すべきではないのですか。今申しましたようなあやふやな状況下で、もう既に決まつたかのようにどんどん施策を実行することは、国会輕視も甚だしく、許されるものではありません。今すぐこうした一連の行動を中止することを強く要請します。総理の明確な答えを求めるものであります。

次に、総理、今国鉄改革のための施策が一方的に進む中で、国鉄職員の自殺者が多く出ている現状を知っていますか。また、そこまでいかなくても、国鉄の現場で起きているいろいろな混乱をこれまで御存じでしょうか。政府の一方的な施策の実施で、国鉄職員の不安と危機感は、極限状態に至っています。

は、こうした状況を放置していることは、日常的な安全やサービス面で何か事故が起きるのではないかと心配するからであります。どうか、国鉄職員が安心して職務に専念できるよう、早急にその実態を把握され、政府及び国鉄当局は、このような混乱をなくす措置を講るべきと考えますが、それについてお答えを求めるものであります。

次に、政府も国鉄当局も、分割・民営化はあたかも既成事実かのように、次々に施策を施行している点についてお伺いいたします。

総理、あなたは、現在国鉄の現場を中心に全国的に広がっているいろいろな混乱を御存じでしょ

り、あくまでも試みの計算値であります。長期債務の問題は、国鉄改革の重要な課題であり、かつました、先ほど申し上げましたとおり国家財政、国民生活に直接かかわる問題であるだけに、例えば、新事業体の引き継ぎ債務は妥当なものか、経営安定のため設けられる基金の規模はこれでよいかなど、処理すべき債務の内容、規模を明確にする必要があると考えます。監理委員会の試算としてではなく、政府として、債務の内容、規模など、処理される債務額について正しい数値を明らかにすべきと考えます。また、要求いたしたいと思います。総理並びに大蔵大臣の答弁を承りたいと思ひます。

さらに、長期債務の処理の基本方向は示されていますが、國すなむち国民がどれだけ負担するのかは明確にされておりません。監理委員会の試算においては、約六兆七千億円程度と見込まれ、今後、用地の売却益、新事業体の株の売却益などの収益の幅によつて変化すると考えられております。この点は、今後の国鉄改革法案の審議の中でも当然問題とならうかと思ひます。しかし、基本的姿勢として、政府は、國民への負担が過大にならないよう最大限の努力を払い、対処すべきであると考えますが、総理の決意を伺いたいと思ひます。

また、これだけの巨額な借金を返済するには、三十年の長期返済によつても、毎年度約一兆二、三千億円の返済が必要とされております。巨額な赤字国債を抱える國家財政にとって、それが大きな負担であることは明白であります。しかし、少なくとも安易な措置、例えば、債務償還の財源に新税の創設などはとるべきではないと考えます。この点についても総理の、さらに大蔵大臣の見解を伺うものであります。

次に、本法案の一つの柱である退職希望者の問題について伺います。

国鉄が交通機関の最も重要な柱として我が国経済活動を大きく支えていた時代、国鉄マンとしての人生に夢と希望を託して国鉄に入った多くの人たちがおりました。そのような一人の職員の奥さんの手紙が、今私の手元にござります。「十六

年前、国鉄マンの主人にあこがれて結婚いたしました」という書き出しで始まるこの手紙を読み、私は心が痛みました。要約して御紹介を申しますと、

「御主人はどこへお勤めですか。」

「国鉄です」「ああ、あの国鉄ですか。」と皮肉たっぷりに言われるところです。人々の私たちは心が痛みました。要約して御紹介を申しますと、

「御主人はどこへお勤めですか。」

うべきと考えますが、総理並びに運輸大臣のお考えを承りたいと思います。

次に、退職者の雇用の場の確保について伺います。政府は、希望退職者を含め、国鉄改革に伴う離職者の雇用対策として、公的部門への受け入れを約三万人としております。この数字は、政府の公約と思ひますが、その点を確認したい。また、この数は必ず守ると確約していたたきたい。なぜなら、民間会社へ派遣の話があり、二十数年間勤めた職場を離れることになりました。堅物の主人は、なれない職場で戸惑いもあったのでしょうか。しばらくは無口になつた主人の子供のお父さんとして、常に前向きの精神で努力しています。

少し長くなりましたが、この手紙の主婦だけではなく、同じ思いの人たちが数多くいることがあります。私は思います。来年の三月末までに、長年勤めた職場から離れていく職員は約二万人とされております。国鉄経営の破綻と輸送構造の変化の影響を受け、職場を離れる人々です。その身の振り方に付いて、政府にあらゆる対策、万全の措置を講ずるよう切望したいと思います。(拍手)

一つは、希望退職者に支給される特別給付金についてであります。その支給額は基本給与等の十ヵ月分とされており、その根拠となつてゐる

は、昭和三十八年当時、旧電電公社の電話の自動化に伴い、電話交換手の退職促進を図るために設けられた特別給付金制度に準拠していると聞いております。しかし、時代の変化、また、国鉄職員の業務と電話交換手との業務の質や内容を考えると、電話交換手の特別給付金に準拠するのは妥当とは思えないのであります。支給額の見直しを行

ます。

現在、国鉄が募集中の広域異動の応募状況を見かけられた特別給付金制度に準拠していると聞いております。しかし、時代の変化、また、国鉄職員の業務と電話交換手との業務の質や内容を考えておりまます。それは、職員一人の問題ではなく、その家族を含めた一家全体の問題とと言えます。私は、国鉄の離職者対策は、雇用の場、就職先を確保することなく、やむを得ず住みなれた土地を離れる人が出ます。それは、職員一人の問題ではなく、その家族を含めた一家全体の問題とと言えます。私は、

政府は可能な限り対策を考え、対処すべきと考えます。

現在、国鉄が募集中の広域異動の応募状況を見ていますが、その支給額は基本給与等の十ヵ月分とされており、その根拠となつてゐるのは、昭和三十八年当時、旧電電公社の電話の自動化に伴い、電話交換手の退職促進を図るために設けられた特別給付金制度に準拠していると聞いております。しかし、時代の変化、また、国鉄職員の業務と電話交換手との業務の質や内容を考えておりまます。それは、職員一人の問題ではなく、その家族を含めた一家全体の問題とと言えます。私は、

政府は可能な限り対策を考え、対処すべきと考えます。

そこで、具体的に幾つかの点について伺います。一つは、希望退職者に支給される特別給付金についてであります。その支給額は基本給与等の十ヵ月分とされており、その根拠となつてゐる

は、昭和三十八年当時、旧電電公社の電話の自動化に伴い、電話交換手の退職促進を図るために設けられた特別給付金制度に準拠していると聞いております。しかし、時代の変化、また、国鉄職員の業務と電話交換手との業務の質や内容を考えておりまます。それは、職員一人の問題ではなく、その家族を含めた一家全体の問題とと言えます。私は、

政府は可能な限り対策を考え、対処すべきと考えます。

そこで、具体的に幾つかの点について伺います。一つは、希望退職者に支給される特別給付金についてであります。その支給額は基本給与等の十ヵ月分とされており、その根拠となつてゐる

は、昭和三十八年当時、旧電電公社の電話の自動化に伴い、電話交換手の退職促進を図るために設けられた特別給付金制度に準拠していると聞いております。しかし、時代の変化、また、国鉄職員の業務と電話交換手との業務の質や内容を考えておりまます。それは、職員一人の問題ではなく、その家族を含めた一家全体の問題とと言えます。私は、

できなかつた、そういうようなさまざまの原因があると思います。政府といたしましても、その責任の一端を痛感しているところもございます。そこで、やはり民間の効率的な経営手法を入れるといふこと、労使の責任体制を築き上げるといふこと、そして民営・分割という方式によって今のような目的を達成しようというのが、この法案のねうつておるところでございます。

処理すべき債務額といたしましては、昭和六十一年度予算案によりますと、約二十五兆八百億円となる見込みでございます。

なお、国民負担の軽減につきましては、去る一月二十八日の閣議決定において明らかにしましたとおり、国鉄改革に伴い最終的に国民負担を求めるを得ない長期債務等の額は、国鉄再建監理委員会の意見によれば十六兆七千億円程度とされております。国民負担ができるだけ軽減するため、第三者機関等の意見も聽取しながら、売却可能な国鉄用地の生み出しに努め、監理委員会試算の五兆八千億円にできるだけ上乗せを図るよういたしたいと思っております。

債務処理のための財源・措置でございますが、国鉄清算事業団において、自主財源を充ててもなお最終的に残る債務の処理のために必要な「新たな財源・措置」については、一月二十八日の閣議決定にあるように、雇用対策、用地売却等の見通しのおおよそつくと考えられる段階で、歳入歳出の全般的見直しとあわせて検討、決定いたしたいと思います。

次に、退職者の特別給付金の支給でございますが、既定の退職金に加えてこれは支給されるものであります。政府といたしましては、昨年末の基本方針決定の際の官房長官談話の趣旨に沿いまして、民間企業の希望退職の例から見ても、十分配慮されているところでございます。

なお、政府といたしましては、昨年末の基本方針決定の確保の問題については、目標達成のために全力を注ぐつもりであります。特に、政府及び地方公共団体、公的な責任を持つておる我々の責任は痛感して、努力してまいりましたがございました。

できなかつた、そういうようなさまざまの原因があると思います。政府といたしましても、その責任の一端を痛感しているところもございます。そこで、やはり民間の効率的な経営手法を入れるといふこと、労使の責任体制を築き上げるといふこと、そして民営・分割という方式によって今のような目的を達成しようというのが、この法案のねうつておるところでございます。

処理すべき債務額といたしましては、昭和六十一年度予算案によりますと、約二十五兆八百億円となる見込みでございます。

なお、国民負担の軽減につきましては、去る一月二十八日の閣議決定において明らかにしましたとおり、国鉄改革に伴い最終的に国民負担を求めるを得ない長期債務等の額は、国鉄再建監理委員会の意見によれば十六兆七千億円程度とされております。国民負担ができるだけ軽減するため、第三者機関等の意見も聽取しながら、売却可能な国鉄用地の生み出しに努め、監理委員会試算の五兆八千億円にできるだけ上乗せを図るよういたしたいと思っております。

債務処理のための財源・措置でございますが、国鉄清算事業団において、自主財源を充ててもなお最終的に残る債務の処理のために必要な「新たな財源・措置」については、一月二十八日の閣議決定にあるように、雇用対策、用地売却等の見通しのおおよそつくと考えられる段階で、歳入歳出の全般的見直しとあわせて検討、決定いたしたいと思います。

次に、退職者の特別給付金の支給でございますが、既定の退職金に加えてこれは支給されるものであります。政府といたしましては、昨年末の基本方針決定の際の官房長官談話の趣旨に沿いまして、民間企業の希望退職の例から見ても、十分配慮さ

れています。

余剰人員といふ呼び方は悪いではないかといふお話をございますが、私もそういうふうに実は感じました。これは全体としての過員、過剰定するものではないであります。したがいまして、余剰人員という名前がもしあるといふとされるとおり、過剰人員といふことは、過剰人員を意味するものであります。

お話をございましたが、私もそういうふうに実は感じました。これは全体としての過員、過剰定するものではないであります。したがいまして、個々の人々を特定するものではないであります。したがいまして、余剰人員とか過員とか、そういうふうに適切な言葉を検討してまいりたいと考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問は二問でございます。

まず最初は、長期債務問題であります。国鉄長期債務等の額につきましては、現在、運輸省において精査中となつております。今後、可能な範囲で試算が示されるといふふうに私どもは承知しております。いずれにせよ、用地売却についておおよそつくと考えられる段階で、歳入歳出の全般的見直しとあわせて検討、決定いたしたいと思います。

次に、退職者の特別給付金の支給でございますが、既定の退職金に加えてこれは支給されるものであります。政府といたしましては、昨年末の基本方針決定の際の官房長官談話の趣旨に沿いまして、民間企業の希望退職の例から見ても、十分配慮されているところでございます。

なお、政府といたしましては、昨年末の基本方針決定の際の官房長官談話の趣旨に沿いまして、民間企業の希望退職の例から見ても、十分配慮さ

れております。

國務大臣(三塚博君) 遠藤議員の御質問にお答えをいたしますが、既に、十項目にわたる御質問に対する基本的な考え方につきましては、総理大臣からその方針が明示されたところであります。運輸大臣、主管大臣としてどう考えるかという点について、五問ございます。お答えを申し上げます。

國鐵の経営の破綻の責任の問題については、総理から、公社制度、一元的な経営にその原因があるということの指摘がございました。それはまさにその基本でございまして、具体的には、国鉄が特性分野に特化することができなかつた、言うなれば、モータリゼーションの競争に対応することに、かねがね申し上げておりますとおり、運賃の改定が機動的にできませんでしたことが収支を悪化させましたことも事実でございます。第三点は、業務運営の効率化が適切に行われませんでしたといふこと等が挙げられるわけございまして、まさに国鉄破綻の原因は、親方日の丸と言われる公社制度にありましたことは広く知られておるところでありまして、さらに、全国一的な経営のため、地域鉄道を利用していくなど国民の皆様のニーズに十二分にこたえることができなかつたということだけは事実でございます。

國鐵改革に伴つて最終的に国民負担を求めるを得ない長期債務等の額は、国鉄再建監理委員会の意見によれば十六兆七千億円程度とされておりましたが、用地売却の上乗せ等によりましてその額を

過剰人員の採用計画については、昨年末に定めた

基本方針において、本年秋までに策定することと

しておるところでございます。

住宅の確保の問題等につきましては、それぞれの

官庁あるいは出先機関、地方公共団体とも連絡を

とりまして、最善の努力をいたすつもりでござい

ます。

余剰人員といふ呼び方は悪いではないかといふお話をございましたが、私もそういうふうに実は感じました。これは全体としての過員、過剰

定するものではないであります。したがいまして、個々の人々を特

定するものではないであります。したがいまして、個々の人々を特</p

の具体的な案件についてのみ考えますと、他の立場の方々との公平、公正の観点から、いささか研究をする問題もあろうかと思ひます。これを受けてとまして、今後対応をしていきたい。同時に、成果が上がつたら、教育委員会等にも指導を促して、円滑な転入学が図れるよう努力をいたしたい、かように考えております。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(坂田道太君) 午後一時十三分散会

出席国務大臣	内閣総理大臣	中曾根康弘君
	大蔵大臣	竹下 登君
	文部大臣	海部 俊樹君
	通商産業大臣	渡辺美智雄君
	運輸大臣	三塚 博君
	労働大臣	林 遼君
	建設大臣	江藤 隆美君
出席政府委員	棚橋 泰君	山崎平八郎君
審議官	運輸大臣官房課 有鉄道再建統括	

○朗読を省略した議長の報告 (法律公布奏上及び通知)	一、去る三月二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
一、去る三月二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律
(通知書受領)	く昭和六十年の營利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。
一、去る三月二十八日、参議院議長から、国会に	

おいて承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

関税及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表(日本國の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための歐州經濟共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

一、去る三月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

交通安全部設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律

踏切道改良促進法の一部を改正する法律

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
一、去る三月二十九日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための歐州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求める件
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための歐州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求める件
放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件
一、去る三月二十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案
踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第八号)
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
一、去る三月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
(質問主意書提出)

質問主意書(小川国彦君提出)

右
国会に提出する。

東北開発株式会社法を廃止する法律案

昭和六十一年二月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

東北開発株式会社法を廃止する法律
東北開発株式会社法(昭和十一年法律第十五号)
は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月八日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
(定款の変更)

第二条 東北開発株式会社(以下「会社」という。)は、この法律の施行の日前において、商法(明治三十一年法律第四十八号)に適合していない事項を同法に適合させるため、同法第三百四十三条の規定による株主総会の決議を行うことができる。

前項の決議は、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この法律の施行の日からその効力を生ずる。
(経過措置)

第三条 この法律の施行の日前に会社が発行した東北開発債券については、東北開発株式会社法の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。

2 政府は、会社が前項の東北開発債券であつて東北開発株式会社法第十二条ノ二の規定に基づき保証されたものの元本の償還若しくは利息の支払を怠り、又は財産若しくは損益の状況からみて元本の償還若しくは利息の支払を怠るおそれがあると認めるときは、会社に対しその業務

又は経理の状況に關し報告をさせることができ

る。

第四条 この法律の施行の日の属する営業年度の会社の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書の内閣総理大臣に対する提出については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一一部改正)

第六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一百六条 削除

(東北開発促進法の一一部改正)

第七条 東北開発促進法(昭和三十一年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

第五条第二項中「開発促進計画」の下に「及び(国土庁設置法の一一部改正)

これに基づく事業の実施」を加える。

第八条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中シを削り、エをシとする。

理由

特殊法人の整理合理化の一環として東北開発株式会社を民営化するため、東北開発株式会社法を廃止するとともに、これに伴う所要の経過措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東北開発株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、特殊法人の整理合理化の一環として東北開発株式会社を民営化するため、特殊法人としての根拠法である東北開発株式会社法を廃止するもので、その主な内容は次のとおりである。

東北開発株式会社法の廃止

東北開発株式会社法は、廃止するものとする。

施行期日

この法律は、昭和六十一年十月八日までの間において政令で定める日から施行するものとする。

東北開発債券の取扱い

この法律の施行前に東北開発株式会社が発行した東北開発債券については、東北開発株式会社法の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有するものとする。

その他

その他本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備するものとする。

議案の可決理由

本案は、特殊法人の整理合理化の一環として東北開発株式会社を民営化するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年二月二十二日
内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和六十一年三月二十八日

建設委員長 瓦 力

衆議院議長 坂田 道太殿

[別紙]

東北開発株式会社法を廃止する法律案に対

する附帯決議

政府は、本法の施行に當たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 新たに発足する東北開発株式会社の經營の自立形態を実現するため、積極性のある事業計画

を立て、東北地方の發展に寄与すること。

二 政府保有株式の売却方法の決定に當たつては、特定企業による株の買い占め等により当該株式会社の自立性が阻害されることのないよう配慮すること。

三 東北地方の開發に資するため、社会資本の一層の充実に努め、セメント産業の經營安定のための条件整備に努めること。

四 新たに発足する東北開発株式会社において、身分保障、雇用確保、労働条件の維持・向上について万全を期すること。

五 退職金制度については、それを維持するとともに、従業員にいささかも不安を生じさせないよう措置すること。

六 事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

七 前項の先取特権の順位は、民法の規定による

一般の先取特権に次ぐものとする。

事業団は、建設大臣の認可を受けて、下水道債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行

又は信託会社に委託することができる。

事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

八 第一項及び第四項から前項までに定めるもののはか、下水道債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条第一項中「第二十六条第一項第一号」の下に「又は第四号」を加え、「業務の」を「業務に要する」に改め、「長期借入金」の下に「又は下水道債券」を、「債務」の下に「(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)」を加え、同条第二項中「長期借入金」の下に「又は下水道債券」を加える。

第三十六条中「長期借入金」の下に「及び下水道債券」を加える。

第三十七条に次の第一項を加える。

2 政府は、前項に定めるもののほか、第二十六

条第一項第四号に掲げる業務に要する費用につ

いて、予算の範囲内において、事業団に対し、

下水道法第三十四条の規定による補助金の額に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところ

により、補助することができる。

附 則

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)
この法律の施行の際現に日本下水道事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第二十六号及び第三百四十八条第二項第三十号中「第二十六条第一項第五号第四号又は第五号」を「第二十六条第一項第五号又は第六号」に改める。

理由
下水汚泥等の処理の推進を図るため、二以上の地方公共団体の要請をもつて下水汚泥等の処理を行うことを日本下水道事業団の業務に追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、下水汚泥等の処理の推進を図るため、二以上の地方公共団体の要請をもつて下水汚泥等の処理を行うことを日本下水道事業団の業務に追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、下水汚泥等の処理の推進を図るため、二以上の地方公共団体の要請をもつて下水汚泥等の処理を行うことを日本下水道事業団の業務に追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、下水汚泥等の処理の推進を図るため、二以上の地方公共団体の要請をもつて下水汚泥等の処理を行うことを日本下水道事業団の業務に追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ものとする。

3 事業団の長期借入金に係る債務保証の範囲を拡大するとともに、下水道債券についても

政府が債務保証をすることができるものとする。

4 事業団は、毎事業年度、下水道債券の償還計画をたてて建設大臣の認可を受けなければならぬものとする。

5 政府は、事業団に対し、1の業務に要する費用の一部を補助することができるものとする。

6 役員の規定その他について所要の改正を行うものとする。

7 議案の可決理由
下水汚泥等の発生量の増加等に對処し、下水道事業の推進を図るため、日本下水道事業団の業務の範囲に、下水汚泥等の処理を行なうことを認め、可決すべきものと議決した次第である。

8 議案の可決理由
下水汚泥等の発生量の増加等に對処し、下水道事業の推進を図るため、日本下水道事業団の業務の範囲に、下水汚泥等の処理を行なうことを認め、可決すべきものと認めた。

9 議案の可決理由
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の可決理由
下水汚泥等の発生量の増加等に對処し、下水道事業の推進を図るため、日本下水道事業団の業務の範囲に、下水汚泥等の処理を行なうことを認め、可決すべきものと認めた。

10 議案の可決理由
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

切に果たされるよう努めること。

二 本事業団の行う汚泥処理業務が、下水道方廳者の雇用条件の悪化につながらないよう万全を期すること。

三 汚泥処理に関する新技術の開発及び実用化を促進し、汚泥の適切な処理及び有効利用に努めること。

四 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、業務執行の円滑化、効率化に努め、地方公共団体の負担の軽減を図ること。

五 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

六 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

七 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

八 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

九 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十一 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十二 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十三 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十四 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十五 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十六 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十七 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十八 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

十九 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

二十 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

二十一 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

二十二 本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期すること。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、新たに昭和六十一年度を初年

度とする下水道整備五箇年計画を定める必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

二 五箇年計画の三年後の見直しの検討に当たつては、整備の進捗状況等を勘案し、事業費の拡大に努めること。

三 下水道の整備に当たつては、良好な環境の確保を図るため、地域住民の意見に配慮し、自然環境と地域の実情に応じた適切な事業計画の策定に努めること。

事を正当な理由なく当該整備事業計画に従つて実施していないと認めるとき。

2 前項の規定により整備事業計画の認定を取り消された鉄道事業者は、当該取消しが行われた日の属する事業年度において、運輸省令で定めるところにより、特定都市鉄道整備準備金を取り崩さなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の規定により整備事業計画の認定の取消しを行つた場合は、その旨を指定法人に通知しなければならない。

4 指定法人は、前項の通知を受けた場合において、当該認定の取消しに係る鉄道事業者が指定法人に積み立てた特定都市鉄道整備積立金（その利息を含む。第十五条第三項及び第四項において同じ。）が、なお存するときは、運輸省令で定めるところにより、その存する額に相当する金額を当該鉄道事業者に支払わなければならぬ。

（運賃の変更）

第十二条 運輸大臣は、前条第一項の規定による整備事業計画の認定の取消しがあつた場合その他の場合において、鉄道利用者の負担の緩和を図るために特定都市鉄道整備準備金の取崩し又はその積立ての停止に伴う運賃の変更を速やかに行つことが公益上必要であると認めるときは、法第二十一条第二項の規定により鉄道事業者に対して運賃の変更を命ずるものとする。（勧告）

第十三条 運輸大臣は、特定都市鉄道工事が整備事業計画に従つて実施されていないと認めるときは、認定事業者に対して、特定都市鉄道工事の適切かつ確実な実施を図るために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。（指定法人）

第十四条 第六条第二項の規定による指定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務を適切か

つ確實に行うことができると認められるものにつき、その者の同意を得て行わなければならぬ。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、認定事業者が当該指定の取消しに係る法人に積み立てた特定都市鉄道整備積立金がなお存するときは、当該指定の取消しに係る法人は、運輸大臣が指定する指定法人に当該積立金を速やかに引き渡さなければならない。

4 運輸大臣は、前項の規定により特定都市鉄道整備積立金の取り戻しに關して、取り戻された特定都市鉄道整備積立金の額に相当する金額が確實に整備事業計画に記載された特定都市鉄道工事の工事費に支出されることを確認すること。

二 特定都市鉄道整備積立金の管理を行うこと。

三 特定都市鉄道整備積立金の取戻しに關して、運輸大臣は、第六条第二項の規定による指定をしたときは、指定法人の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

4 指定法人は、運輸省令で定める方法により第一項各号に掲げる業務を行わなければならぬ。（報告及び検査）

第十六条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、特定都市鉄道工事の実施状況若しくは特定都市鉄道整備積立金及び特定都市鉄道整備準備金に係る経理の状況に關し報告を求め、又はその職員に、認定事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、特定都市鉄道工事に係る施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、第十四条第一項各号に掲げる業務の実施状況に關し報告を求め、又は、指定法人に対して、監督上必要な命令をすることができる。

3 第十六条第一項又は第七条第二項の規定に違反した者は、百万円以下の過料に處する。

（前則）

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれららの規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に處する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する处罚も、同条の刑を科する。

第二十条 第十六条第一項又は第七条第二項の規定に違反した者は、百万円以下の過料に處する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えることない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第九十七号の次に次の二号を加える。

九十七条の二 特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第二号）の施行に

関するること。

（運輸省設置法の一部改正）

三 第四条第一項第三十四号の二の次に次の二号を加える。

三十四の三 特定都市鉄道整備促進特別措置法の規定に基づき、特定都市鉄道工事等に

関し、整備事業計画を認定し、又は必要な処分をすること。

（運輸省令への委任）

理 由

大都市圏における鉄道の輸送需要の増大にかかるが、鉄道事業者及び鉄道利用者の負担の長期にわたる平準化を図りつつ、都市鉄道の輸送力の計

